

令和 6 年 6 月 1 9 日

土 木 部 施 設 保 全 課

江東区区民農園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

江東区砂町区民農園を新設するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

江東区砂町区民農園の名称、位置及び使用料を加える。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 改正内容

新旧対照表のとおり

江東区区民農園条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																
(設置) 第 1 条 区民に家庭菜園作りを通じ健全なレクリエーションの場を提供し、併せて緑化の推進を図るため、江東区区民農園（以下「農園」という。）を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>江東区城東区民農園</td><td>東京都江東区東砂四丁目 2 0 番 1 7 号</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 第 2 条～第 2 0 条 (略) 別表第 1 (第 8 条関係) <table><tr><th>種 類</th><th>施 設</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="3">個人用区画</td><td>江東区辰巳区民農園</td><td>1 0 , 0 0</td></tr><tr><td>江東区城東区民農園</td><td>0 円</td></tr><tr><td>江東区夢の島区民農園</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">団体用区画</td><td></td><td>3 0 , 0 0</td></tr><tr><td>江東区夢の島区民農園</td><td>0 円</td></tr></table> 別表第 2 (略)	名 称	位 置	(略)		江東区城東区民農園	東京都江東区東砂四丁目 2 0 番 1 7 号	(略)		種 類	施 設	使用料	個人用区画	江東区辰巳区民農園	1 0 , 0 0	江東区城東区民農園	0 円	江東区夢の島区民農園		団体用区画		3 0 , 0 0	江東区夢の島区民農園	0 円	(設置) 第 1 条 区民に家庭菜園作りを通じ健全なレクリエーションの場を提供し、併せて緑化の推進を図るため、江東区区民農園（以下「農園」という。）を次のとおり設置する。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>江東区城東区民農園</td><td>東京都江東区東砂四丁目 2 0 番 1 7 号</td></tr><tr><td>江東区砂町区民農園</td><td>東京都江東区南砂五丁目 2 4 番 1 1 号先</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> 第 2 条～第 2 0 条 (略) 別表第 1 (第 8 条関係) <table><tr><th>種 類</th><th>施 設</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="3">個人用区画</td><td>江東区辰巳区民農園</td><td>1 0 , 0 0</td></tr><tr><td>江東区城東区民農園</td><td>0 円</td></tr><tr><td>江東区砂町区民農園</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">団体用区画</td><td>江東区砂町区民農園</td><td>3 0 , 0 0</td></tr><tr><td>江東区夢の島区民農園</td><td>0 円</td></tr></table> 別表第 2 (略) 附 則	名 称	位 置	(略)		江東区城東区民農園	東京都江東区東砂四丁目 2 0 番 1 7 号	江東区砂町区民農園	東京都江東区南砂五丁目 2 4 番 1 1 号先	(略)		種 類	施 設	使用料	個人用区画	江東区辰巳区民農園	1 0 , 0 0	江東区城東区民農園	0 円	江東区砂町区民農園		団体用区画	江東区砂町区民農園	3 0 , 0 0	江東区夢の島区民農園	0 円
名 称	位 置																																																
(略)																																																	
江東区城東区民農園	東京都江東区東砂四丁目 2 0 番 1 7 号																																																
(略)																																																	
種 類	施 設	使用料																																															
個人用区画	江東区辰巳区民農園	1 0 , 0 0																																															
	江東区城東区民農園	0 円																																															
	江東区夢の島区民農園																																																
団体用区画		3 0 , 0 0																																															
	江東区夢の島区民農園	0 円																																															
名 称	位 置																																																
(略)																																																	
江東区城東区民農園	東京都江東区東砂四丁目 2 0 番 1 7 号																																																
江東区砂町区民農園	東京都江東区南砂五丁目 2 4 番 1 1 号先																																																
(略)																																																	
種 類	施 設	使用料																																															
個人用区画	江東区辰巳区民農園	1 0 , 0 0																																															
	江東区城東区民農園	0 円																																															
	江東区砂町区民農園																																																
団体用区画	江東区砂町区民農園	3 0 , 0 0																																															
	江東区夢の島区民農園	0 円																																															

	(施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (準備行為) 2 この条例による改正後の江東区区民農園条例の規定に基づく江東区砂町区民農園の利用に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
--	---